

午前10時00分 開会

### ◎開会の宣告

○加藤克明副議長 おはようございます。

ただいまの出席議員数は22名ですので、定足数に達しております。

ただいまから令和2年12月東埼玉資源環境組合議会定例会を開会いたします。

### ◎開議の宣告

○加藤克明副議長 直ちに本日の会議を開きます。

### ◎議員の紹介

○加藤克明副議長 先般、草加市選出組合議会議員、佐藤憲和議員、井手大喜議員、鈴木由和議員、芝野勝利議員、佐々木洋一議員の辞職に伴う改選の結果報告が10月30日にありました。ご報告かたがたご紹介いたします。

齊藤雄二議員でございます。

佐藤利器議員でございます。

関 一幸議員でございます。

白石孝雄議員でございます。

西沢可祝議員でございます。

### ◎議席の指定

○加藤克明副議長 次に、ただいまご紹介いたしました議員の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

書記をして、氏名及び議席番号を朗読させます。

○鈴木洋介議会事務局副調整幹 朗読いたします。

……朗読……

齊藤雄二議員 5 番、佐藤利器議員 6 番、関一幸議員 18 番、白石孝雄議員 23 番、西沢可祝議員 24 番。

以上でございます。

○加藤克明副議長 ただいま朗読させましたとおり、議席を指定いたします。

### ◎議長選挙

○加藤克明副議長 次に、当組合議会議長の選挙を行います。

当組合議会議長は、佐々木洋一議員の辞職に伴い、欠員が生じております。

この際、議長選挙の方法につきまして、議会運営委員長からご報告をお願いいたします。

野口佳司議会運営委員長。

〔野口佳司議会運営委員長登壇〕

○野口佳司議会運営委員長 おはようございます。

閉会中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果をご報告いたします。

議長選挙の方法につきましては、慣例により指名推選とすることに決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○加藤克明副議長 お諮りいたします。

議長選挙は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、指名推選といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○加藤克明副議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。

議会運営委員会を、慣例により議長選考委員会に代えさせていただきたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○加藤克明副議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ここで、議長選考委員会開催のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時09分 再開

### ◎開議の宣告

○加藤克明副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎議長選考委員長報告

○加藤克明副議長 休憩中に開催されました議長選考委員会の結果について、委員長より報告をお願いいたします。

野口佳司議長選考委員長。

〔野口佳司議長選考委員長登壇〕

○野口佳司議長選考委員長 議長のご指名によりまして、休憩中に開催いたしました選考委員会の審査結果をご報告申し上げます。

当組合議会議長には、草加市議会議長でもあります西沢可祝議員を全員一致をもちまして推薦することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○加藤克明副議長 お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり、当組合議会議長には西沢可祝議員を指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○加藤克明副議長 ご異議なしと認めます。

よって、西沢可祝議員を議長とすることに決定いたしました。

ただいま議長に当選されました西沢可祝議員に、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

### ◎議長就任挨拶

○加藤克明副議長 西沢可祝議長のご就任のご挨拶をお願いいたします。

〔西沢可祝議長登壇〕

○西沢可祝議長 ただいま議員の皆様のご推挙によりまして議長の重責を担わせていただきま  
す西沢可祝でございます。

議員の皆様、また執行部の皆様方のご協力とご理解を賜りながら、しっかりと議会運営を  
進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。また、事務局の皆  
様、お世話になります。よろしくをお願いいたします。

○加藤克明副議長 議長が選任されましたので、交代させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

西沢可祝議長、議長席にお着きください。

〔西沢可祝議長・議長席に着く〕

### ◎諸般の報告

○西沢可祝議長 この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第6条第1項の規定に基づき、閉会中の10月30日において、議会運営委員に関  
一幸議員、総務常任委員に西沢可祝、ごみ処理常任委員に佐藤利器議員、関一幸議員、し尿  
処理常任委員に斉藤雄二議員、白石孝雄議員、決算特別委員に斉藤雄二議員、佐藤利器議員  
を選任いたしました。

次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しを報告第1  
号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名の一覧表を報告第2号  
としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。

書記をして議案の朗読をさせます。

○鈴木洋介議会事務局副調整幹 朗読いたします。

……朗読……

東 埼 資 環 第 6 1 1 号

令和2年(2020年)12月14日

東埼玉資源環境組合議会

副議長 加藤克明様

東埼玉資源環境組合  
管理者 高橋 努

12月組合議会定例会に付議する議案の送付について

標記について、12月25日招集に係る令和2年12月組合議会定例会に、本職から提案する議案として、別添「議案目録」のとおり議案書を送付します。

#### 議 案 目 録

- 1 専決処分事項の承認を求めることについて（東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例）
  - 1 専決処分事項の承認を求めることについて（東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例）
  - 1 専決処分事項の承認を求めることについて（東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
  - 1 東埼玉資源環境組合行政財産の使用料に関する条例制定について
  - 1 令和2年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第2号）について
- 以上でございます。

○西沢可祝議長 以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎会議録署名議員の指名

○西沢可祝議長 これより会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

7番 服部正一 議員

8番 加藤英泉 議員

9番 降旗 聡 議員

を指名いたします。

#### ◎会期の決定

○西沢可祝議長 次に、会期の決定を議題といたします。

閉会中に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長から報告をお願いいたします。

野口佳司議会運営委員長。

〔野口佳司議会運営委員長登壇〕

○野口佳司議会運営委員長 閉会中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果をご報告いたします。

今定例会に管理者から提出されました議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例）のほか4件であります。

一般質問については3名の議員から通告がありました。

今定例会の会期については、本日1日間と決定をいたしました。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、換気のための出入口の開放、議員及び傍聴者のマスク着用と手指の消毒、傍聴席を16席から半減することを決定をいたしました。

なお、令和3年次の議会日程を決定いたしました。予定表をお手元に配付させていただきましたので、あらかじめ日程の確保をよろしく願いをいたします。

以上で報告を終わります。

○西沢可祝議長 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎閉会中の継続審査案件（管理者提出第10号議案）の上程及び決算特別委員会委員長の報告

○西沢可祝議長 次に、閉会中の継続審査となっておりました管理者提出第10号議案 令和元年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

決算特別委員長から審査の結果について報告がありました。委員会審査結果報告書及び委員会報告書をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

決算特別委員長から、閉会中における委員会の会議の経過並びに結果について報告を求めます。

松島孝夫決算特別委員長。

[松島孝夫決算特別委員長登壇]

○松島孝夫決算特別委員長 議長のご指名によりまして、9月定例会において当委員会に付託されました第10号議案につきまして、その審査経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会は、去る11月10日、第一工場大会議室において、委員全員出席し、説明員として副管理者、事務局長、会計管理者並びに担当課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

まず、審査に先立ちまして、欠員となっておりました副委員長の選挙を行い、佐藤利器委員が副委員長に選出されました。

続いて、審査に入りましたが、審査の方法は、執行部より歳入・歳出に分けて一括して説明を聴取し、歳入は最初に第1款及び第2款、次に第3款ないし第5款、最後に第6款ないし第8款の3つに分けて、歳出は款別に質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

なお、委員会報告書を配付させていただいておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

まず、歳入の部のうち、第1款分担金及び負担金について申し上げます。

分担金に係る負担割合見直しの考えは、との質疑に対し、令和元年度は4回の理事会で議論された。この中では、分担金の推移や他団体の状況、これまでの負担割合の規約改正に係る構成市町の経緯などについて議論され、他団体の状況についてさらに調査するよう指示があり、現在当組合と類似の34団体に調査依頼しているところである、とのことであります。

次に、月別の可燃ごみ搬入量が一定していない要因は、との質疑に対し、月曜日、火曜日、水曜日の搬入が多く、月曜日から始まる月は多くなる傾向がある。新型コロナウイルスの影響については、3月から事業系ごみが減少し、家庭系ごみが増加した。ごみの総量では、令和2年4月から10月までの搬入量は前年同時期と比較してほぼ同等である、とのことであります。

なお、第1款分担金及び負担金については、ほかに1件の質疑がありました。

次に、第4款財産収入について申し上げます。

電力売払代金の推移及び脱炭素を含めた環境問題への認識は、との質疑に対し、第一工場については、平成30年6月からの灰溶融炉の稼働休止に伴い、平成30年度、令和元年度は使用電力量が減少したため売払代金が増えている。第二工場については、20年間の運転委託契約の中で、売払代金は委託業者の運営費となっている。環境問題については、平成28年度まではISO14001の認証を取得していたが、取り組むべき課題や環境の変化に柔軟に対応するため、平成29年度から組合独自の環境マネジメントシステムに移行しており、二酸化炭素の排出量をできる限り低減した運転を図っている、とのことでありました。

次に、堆肥販売の現状及び小・中学校などでさらに活用してもらおう考えは、との質疑に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言中は堆肥販売を中止していた。宣言解除後は、従来の毎週月曜日午前中に加えて午後の販売も行っている。また、要望のあった公共施設には無償提供している。堆肥を提供した公共施設では、せん定枝、刈り草から生産された堆肥を使用していることを花壇等に掲示してもらっており、今後も小・中学校を含めて公共施設で広く活用してもらえるよう、構成市町に働きかけをさらに行っていく、とのことでありました。

次に、堆肥を袋詰めして販売する考えは、との質疑に対し、袋詰めする設備の費用や設置場所、堆肥の使用期限などの課題について検討しているところである、とのことでありました。

なお、第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出金、第5款繰入金、第6款繰越金、第7款諸収入、第8款組合債についての質疑はありませんでした。

続いて、歳出の部のうち、第2款総務費について申し上げます。

ストレスチェックの受検状況と結果は、との質疑に対し、対象は職員全員48人で、実際には46人が受検し、そのうち6人が高ストレスと診断された。ストレスチェックは厚生労働省から示されている57項目の基準により診断され、課ごとに各課長に報告している。高ストレスと診断された職員には産業医との面談の案内をしているが、令和元年度については面談希望者はなかった、とのことでありました。

次に、ごみ減量啓発の効果と今後の方向性は、との質疑に対し、広報リユースでの啓発や展望台の見学者等への雑紙回収袋の配布などを行っている。また、ホームページでのバーチャル工場見学を通じて啓発を行っている。広報リユースに寄せられる皆さんの声には、平成30年度は203件、令和元年度には322件の意見、感想が寄せられており、さらに多くの方に読んでいただけるよう、今後も構成市町と連携しながら、広報リユースの配架場所の拡大など



に取り組んでいく、とのことであります。

次に、広報リユースの配布方法は、との質疑に対し、新聞折り込みのほか、草加市と松伏町ではシルバー人材センターに依頼して全戸配布している。それ以外の構成市では、廃棄物所管課を通じて公共施設や駅構内、コンビニ等に配架していただいている。全戸配布については、今後も民間事業者やシルバー人材センターから情報収集し、調査検討していく、とのことであります。

次に、広報リユースの配布について、自治会に協力依頼する考えは、との質疑に対し、各市町の広報所管課に相談し、協力可能な自治会の情報を収集しながら検討していきたいと考えている、とのことであります。

なお、第2款総務費については、ほかに1件の質疑がありました。

次に、第3款事業費について申し上げます。

ごみの組成調査と内容物検査の実施状況は、との質疑に対し、組成調査は紙類、プラスチック類、布類、厨芥類、草木類、金属類などの割合を調査し、リサイクルできるものとできないものを分析して、結果を各市町に報告しており、年間24回実施している。内容物検査については、不燃物、産業廃棄物、組合管外からのごみなどの不適正なものが含まれていないか検査するもので、年間80回実施している。この検査では、各市町の廃棄物所管課職員が立会いを行い、適正なものかどうかの判断を行っている。不適正と判断された場合は持ち帰りとなる、とのことであります。

次に、新型コロナウイルスによるごみの組成への影響は、との質疑に対し、3月から4月にかけてプラスチック類が5%程度増加したが、6月以降は前年と同程度に戻っている。このプラスチック類の増加による焼却、発電への影響はない、とのことであります。

次に、第5款基金積立金について申し上げます。

各市町の財政状況を鑑みて、基金を有効活用する考えは、との質疑に対し、灰溶融炉の運転休止と電力売払代金の増加などを要因として、令和元年度末の廃棄物処理施設整備基金残高は、財政計画2018での計画と比較して大きくなっている。しかし、財政計画2018では、第一工場ごみ処理施設の使用期限を令和15年度までとし、建て替えの事業等については次期の財政計画で示すこととしており、今後それらの資金を基金に積み増しする必要があることも想定されることから、当面は計画に基づいた分担金とすることを考えている、とのことであります。

なお、第1款議会費、第4款公債費、第6款予備費についての質疑はありませんでした。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論の発言はなく、採決の結果、第10号議案については全員一致により原案のとおり認定することに決しました。

以上で報告を終わります。

○西沢可祝議長 以上で決算特別委員長の報告が終了いたしました。

#### ◎管理者提出第10号議案の委員長報告に対

##### する質疑

○西沢可祝議長 第10号議案 令和元年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算認定の件に関して、委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑に当たっては、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

#### ◎管理者提出第10号議案の討論、採決

○西沢可祝議長 続いて、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西沢可祝議長 挙手全員であります。

よって、第10号議案は原案のとおり認定されました。

#### ◎管理者提出第11号議案ないし第15号議

## 案の一括上程、提案理由の説明

○西沢可祝議長 次に、管理者提出第11号議案ないし第15号議案までの5件を一括して議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

高橋努管理者。

[高橋 努管理者登壇]

○高橋 努管理者 本日、12月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい折にもかかわらずご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。

本定例会には、専決処分事項の承認を求める件をはじめ、都合5件の議案をご提案申し上げますが、十分にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各議案につき順次ご説明させていただきます。

まず、第11号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例）及び第12号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例）の2議案につきましては、関連がございますので一括してご説明申し上げます。

これらの議案は、期末手当に関する規定を整備する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、それぞれ専決処分をさせていただきましたので、ご承認を賜りたく提案するものでございます。

改正の内容でございますが、議員及び特別職の本年12月期の期末手当の支給割合を100分の225から100分の220に改め、本年12月1日から施行させていただいております。また、令和3年度以降につきまして、6月期の支給割合を100分の225から100分の222.5に、12月期の支給割合を100分の220から100分の222.5に改め、令和3年4月1日から施行してまいります。

次に、第13号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

本議案は、一般職の国家公務員の期末手当の改正に伴い、国に準じて職員の期末手当を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分をさせていただきましたので、ご承認を賜りたく提案するものでございます。

改正の内容でございますが、期末手当の支給割合を、本年12月期については100分の130から100分の125に改め、本年12月1日から施行させていただいております。また、令和3年度

以降については、6月期の支給割合を100分の130から100分の127.5に、12月期の支給割合を100分の125から100分の127.5に改め、令和3年4月1日から施行してまいります。

次に、第14号議案 東埼玉資源環境組合行政財産の使用料に関する条例制定についてご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用について、使用料を徴収することに伴い、使用料の額、納付方法等について定める必要があるもので提案するものでございます。

当組合におきましては、以前から公園、グラウンド等の用地として、主に公共的、公益的な用途で行政財産が活用されてきましたが、近年ではテレビのロケ撮影等民間による活用もされるようになりました。

また、一般施設見学や展望台の公開には毎年多くの方に訪れていただいておりますが、来庁者の利便性向上のため、第一工場正面玄関付近等に自動販売機を設置することも検討しております。

このような状況に対応し、行政財産の適正かつ公平な管理を図るため、本条例を制定し、行政財産の利用者に対し、受益に見合った応分の負担を求めるものでございます。

本条例による使用料徴収の内容でございますが、行政財産の種類や使用方法の区分に応じ、土地建物の適正価格に一定の率を乗じて得た額や、電気通信事業法施行令に定める基準や方法により算定した額などとするものでございます。

本条例は令和3年4月1日から施行してまいります。

次に、第15号議案 令和2年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書及び補正予算説明書の6ページをご覧くださいと存じます。

このたびの補正予算では、1款議会費、2款総務費及び3款事業費における人件費の整理を行うほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による事業の中止に伴う減額を行うとともに、6款予備費を増額するものでございます。

22ページをご覧くださいと存じます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費の職員人件費につきましては、職員の人事異動等に伴う人件費の整理といたしまして47万円の増額をするものでございます。

一般事務経費及び議会活動費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による事業の中止に伴いまして、それぞれ37万円と158万円を減額するものでございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の職員人件費につきましては、職員の人事異動等に伴う人件費の整理といたしまして972万円を減額するものでございます。

24ページをご覧いただきたいと存じます。

2 目計画管理費の職員人件費につきましては、職員の人事異動等に伴う整理といたしまして1,604万円を減額するものでございます。

ごみ減量啓発事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による事業の中止に伴いまして237万円を減額するものでございます。

3 款事業費、1 項事業費、1 目第一工場施設管理費の職員人件費につきましては、職員の人事異動等に伴う整理といたしまして83万円を増額するものでございます。

26ページをご覧いただきたいと存じます。

3 目第二工場施設管理費の職員人件費につきましては、職員の人事異動等に伴う整理といたしまして153万円を増額するものでございます。

6 款予備費、1 項予備費、1 目予備費につきましては2,725万円を増額し、補正後の額を5,754万1,000円とするものでございます。

続きまして、債務負担行為についてご説明申し上げます。

7 ページにお戻りいただきたいと存じます。

債務負担行為につきましては、広報発行委託料ほか3件でございます。

はじめに、広報発行委託料では、令和3年4月号の編集業務を2月から始めるため、期間を令和2年度から令和3年度までとし、限度額を980万円と定めるものでございます。

次に、高速カラープリンター賃借費につきましては、長期継続契約後の再リースを行うもので、期間を令和2年度から令和3年度までとし、限度額を26万円と定めるものでございます。

次に、第一工場ごみ処理施設灰等搬出処分委託料では、期間を令和2年度から令和3年度までとし、限度額を7億9,000万円と定めるものでございます。

最後に、最終処分場運転委託料につきましては、最終処分場の安全かつ効率的な運転と設備の維持管理を委託するもので、期間を令和2年度から令和7年度までの5年間とし、限度額を2億5,000万円と定めるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、十分にご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。私からの提案説明を終わらせていただきます。

○西沢可祝議長 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、ごみ処理常任委員会の開催及び議案審査のため、議場外休憩に入ります。  
この際、暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時50分 再開

### ◎開議の宣告

○西沢可祝議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎諸般の報告

○西沢可祝議長 この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に開催されましたごみ処理常任委員会における委員長の互選結果を報告いたします。  
ごみ処理常任委員長に佐藤利器委員が選出されました。  
以上で諸般の報告を終わります。

### ◎組合行政に対する一般質問

○西沢可祝議長 これより組合行政に対する一般質問を行います。

今定例会における発言通告者につきましては、一般質問発言通告一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

発言通告に従いまして、発言を許可いたします。

なお、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

7番、服部正一議員。

〔7番 服部正一議員登壇〕

○7番 服部正一議員 7番、越谷市選出、服部正一でございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、事前の通告に従いまして、イルミネーションを用いた行政メッセージの発出について管理者にお尋ねをいたします。

最近は、行政メッセージを効果的に伝えるために、各地の自治体におきましてイルミネーションやライトアップなどを活用する事例が増えてまいりました。記憶に新しいところでは、先月の児童虐待防止推進月間において、岡山県岡山市の岡山城や滋賀県彦根市の彦根城などで、児童虐待防止のシンボルカラーでありますオレンジ色のライトアップを行ったり、今年の新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、東京ではレインボーブリッジにおいて、また大阪では通天閣などにおいて、いわゆるレッドアラートのライトアップを行っております。

さて、当組合ではこの第一工場におきまして、第3日曜日の前日の土曜日や年末年始、お盆などの期間中に夜間のライトアップを行っており、その幻想的な光景と相まって、地域住民はもとより市内外の皆さんの関心を呼んでおり、テレビの取材をたびたび受けるほどでございます。

そこで、先ほどご紹介いたしましたさまざまな行政メッセージを、当組合のライトアップを通じまして、構成市町の皆さんはもちろんのこと、全国の住民にお伝えすることを提案いたします。

技術的な問題、経費的な問題、近隣住民との合意などの課題はあるものの、社会のさまざまな課題に当組合が積極的に挑戦していることを示す新たな試みとしてご提言をいたしますので、管理者にお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○西沢可祝議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 それでは、ただいまの服部議員さんのご質問にお答えします。

イルミネーションを用いた行政メッセージの発出についてのお尋ねでございますが、第一工場ごみ処理施設の煙突には展望台が備わっており、地域のランドマークとして親しまれております。

展望台は地上80メートルの高さから360度の眺望を楽しめるほか、地域環境との調和に配慮する中で、年間20日間程度ライトアップを実施しております。展望台のライトアップは、当初、リユースまつり前日、クリスマスイブ、クリスマス、大みそか、元日等に行っておりましたが、その後、毎月第3日曜日の展望台公開日の前夜にも行うようになり、原則日没から午後9時までライトアップ照明を実施しております。

なお、第二工場ごみ処理施設にはライトアップ機能は備えておりません。

さて、新型コロナウイルス感染拡大が収まらず、医療崩壊が懸念される中、住民への警戒アラートとして建物を照射する取り組みがさまざまな機関で行われております。

服部議員からのご提案でありますリユースの展望台施設を利用して行政メッセージを発出することについては、第一工場地元連絡協議会からの意見も伺いながら、実施することは可能であると考えております。

なお、現在の展望台のライトアップは、行政メッセージの内容を意味させるための色の種類や点滅機能は持っていないことから、機器の改造など技術的、また経費の検討等が必要になりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○西沢可祝議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありませんか。

7番、服部正一議員。

○7番 服部正一議員 ご答弁ありがとうございました。

近隣住民との合意の問題、経費の問題、技術的な問題、検討しなければいけない課題はあるものの、やってみる価値はあるというお気持ちであるということと理解をいたしました。検討していただけるというお気持ちであるということと理解をいたしました。

そこで、重ねてお尋ねいたしますけれども、今行政メッセージ、さまざまな例をお出ししましたが、皆さんの関心の高いレッドアラートについてお尋ねをいたします。

当組合はごみ処理を担う役割があるわけでごさいます、当然各構成市町のごみ集積場所からごみを集めてくる、特に作業員の皆さん、当初からそうですけれども、感染にかなり気を使いながら、あるいは気にしながら、懸念を感じながらごみ収集作業に当たっていただいているわけでありまして。また、当組合に集まってきたごみを処理するに当たりましては、当然その中には感染する可能性のあるものが多く含まれておりますので、施設内にいる職員の皆さんにとっても、感染対策に取り組まなければいけないという意義は十分にあるというふうに思っています。

そういった意味では、引き続き住民の皆さんには、ごみを出していただく際にはごみ袋をしっかりと閉めて、注意をしてくださいということをお願いする必要もありますし、私たち議会議員も含めまして、職員の皆さんと共にこのコロナ対策に取り組んでいくんだという強い姿勢を発していく、お示しする必要があるんだろうと思っています。

そういった意味では、このレッドアラート、何らかの形でぜひ積極的に取り組んで欲しいという思いが私にあるんですが、その点について、改めて管理者の思いをお尋ねいたします。



○西沢可祝議長 ただいまの再質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問にお答えいたします。

コロナ感染症の予防対策につきましては、本当に全国的に今大きな課題になっております。感染を防止するためにあらゆる方法を取っていきたくと、こう思っております。

ですから、当組合といたしましても、感染者が出ないように、関係者はもちろん職員、また市民の皆さんにも啓発をしていかなければならないと、こう思っております。これらについてはいろいろ考えられることがあると思いますので、十分に受け止めて対策を取ってまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○西沢可祝議長 ただいまの再答弁に関し、重ねての質問はありませんか。

7番、服部正一議員。

○7番 服部正一議員 ありがとうございます。気持ちを受け止めていただけるということですので、あらゆる手段を通じてコロナ対策に取り組んでいるんだということを積極的にお示しをいただきたいと思っております。

仮に、さまざまな方策を講じていただく中で、ご提案申し上げておりますレッドアラート、もし仮にこれをやっていただけるということになりますと、実際それを目にすることができるのは近隣の住民の皆さん、あるいはたまたま通りかかった通行者の皆さん、そういった方々に限られてしまうわけであります。

そういった意味では、構成市町の皆さんはもちろんのこと、全国の多くの皆さんに対して、当組合としてこの問題に対しては積極的に取り組んでいくんだ、挑戦していくんだということを積極的な広報等を通じて広く訴えていただきたいと思っておりますが、もし仮にこのレッドアラートを実施していただく場合の広報活動の在り方について、管理者にお尋ねいたします。

○西沢可祝議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 お答えいたします。

これまででもリユース、広報を活用して、できる限り市民の皆さん、関係者の管内の皆さんにごみの減量、そしてまた、今回はこのコロナ対策等についてもしっかりと訴えていきたい

と、こう思っておりますが、これからもこのライトアップによる取り組みも一つの方法だと私も理解はいたしておりますが、なんせやはり経費もかかるものですから、これらについては十分に理事会等でも議論しながら、これについてどう対応していくかよく検討していきたいと思っております。

以上です。

○西沢可祝議長 次に、15番、伊藤正勝議員。

〔15番 伊藤正勝議員登壇〕

○15番 伊藤正勝議員 吉川市選出の伊藤でございます。

今回は吉川第二最終処分場の問題を中心に、4点にわたって質問をさせていただきます。

第1の項目は第二最終処分場の問題でございます。

この吉川第二最終処分場につきましては、3月の議会以来、今回4回目の継続質問ということになります。CO<sub>2</sub>の削減、あるいはSDGs、持続可能な開発目標のうねりの中で、東埼玉資源環境組合はごみ焼却場本体の灰溶融炉について使用を停止いたしました。これに伴いまして、スラグを埋め立てる吉川の第二最終処分場への搬入も中止になっているわけがあります。既に2年半を経過をしております。

質問でございます。

第1は、9月の議会の質疑以降、どういう動きがあったのかということの確認でございます。9月議会以降の動向。

第2の質問は覆土についてでございます。これまでの議会答弁の中で、50センチ余の覆土を施す、安全を図るために覆土をした上で貸出しをするということでございます。覆土の対象のエリア、面積というのはどのぐらいになっているのか。そして、この埋立地のシートなどの構造はどういうことになっているのか。壁面を含めてご説明をいただければということでございます。

第3の質問は、例えばサッカーゴールなどの設置はこの埋立てのエリアにも可能なのかどうか。法令での規制などがあるのかどうか。工夫をすれば、今の時代ですからたいていのことはできるんじゃないかというふうには考えていますけれども、その辺のことを含めてご見解を伺っておきます。

第4の質問は、貸出し、利用は公共団体に限られているのか。民間の活力、あるいは民間への貸出し、公民の共同利用、そういうことも許されるのか。活用の方向に関連してご見解を承っておきます。

第2の項目は、吉川第一最終処分場の現状と活用ということであります。

第二最終処分場のこれからということにも関連をして、浸出水の安全を図ってチェックをしていただいているわけでありませけれども、どういう安全基準になっているのか。どういうチェックの方法を施しているのか。現在の現状のデータ、処理の方法、どういう形でどこへ最終的に処理をされているのか、確認をしておきます。

この第2点の質問は、現在、第一最終処分場は吉川美南公園の一画として利用をされております。この覆土の状況、それから第二最終処分場の半分以下の面積だとは思いますが、隣接の運動公園を第一最終処分場のエリアを活用して少し拡張できないかと、その可能性や制約というものについて改めて伺っておきます。

第3の項目は、ごみ減量作戦の展開についてでございます。

コロナ禍もありまして、足元を見つめる機会が増え、家庭のごみも増えている。工場もいろいろ対策を練っていると。いろいろな変化が全国的には伝えられているわけですが、そういう中で、プラスチックごみ対策の力が入っています。袋の有料化も図られました。この全国的なごみ減量作戦、私どもの組合の5市1町の動向、そして、数値的な変化があれば伺いたいということでございます。

ごみ搬出量の増減、家庭系、事業系別に最近の動向を数値で示していただければありがたいと思います。

第4の質問は、関係自治体の派遣人事の実現をということであります。

この組合の管理運営に関連して、3月議会でもごみ問題への関係住民の関心を高めるために、各自治体から派遣人事、交流人事を進めたらどうかと提起をさせていただきました。

今回は具体的に、当面1人ずつ、一、二年の短期交代ということで制度化を図ってはいかがですかと、具体的に提起をさせて再度質問をし、見解を伺っておきたいということでございます。

以上、壇上から4項目にわたって質問させていただきました。よろしく願いをいたします。

○西沢可祝議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 それでは、ただいまの伊藤議員のご質問に順次お答えいたします。

まず、吉川第二最終処分場、その現状と活用についてのお尋ねのうち、9月議会以降の動

向についてでございますが、時系列で申し上げますと、11月17日に令和2年度第2回一般廃棄物最終処分場地元連絡協議会が開催され、灰溶融炉の休止に伴う第二最終処分場の今後の埋立て方法について説明したところ、現状のままで覆土をすることで協議が整いました。11月25日に開催された理事会においては、第2回一般廃棄物最終処分場地元連絡協議会の中で現状のままで覆土をすることで協議が整ったことを受け、地元市である吉川市が第二最終処分場用地を活用していくこととなりました。今後につきましては、吉川市及び一般廃棄物最終処分場地元連絡協議会と調整を進めてまいります。

次に、覆土の対象エリア、面積とサッカーゴールなどの設置の可能性については関連がございますので、一括して答弁申し上げます。

第二最終処分場の敷地面積につきましては約4万7,900平方メートルで、覆土の対象エリアの埋立地につきましては約3万1,000平方メートルでございます。構造につきましては、埋め立てたスラグや浸出水が周辺地域に流出しないように、底部には遮水シート等が敷き詰められております。そのため、法令等の規制はございませんが、くいや建築物等の重量構造物を設置することはできません。

次に、貸出し、利用は公共団体のみかについてでございますが、組合用地につきましては構成市町で活用することを原則としております。今後は吉川市及び一般廃棄物最終処分場地元連絡協議会と十分な協議、調整を図りながら進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、吉川第一最終処分場の現状と活用についてのお尋ねのうち、浸出水の安全基準、処理の方法などについてでございますが、浸出水につきましては、国の定めた土壤の汚染に係る環境基準及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づき、専門の分析会社に委託し、水質状況を確認しております。

令和2年度の11月までの浸出水測定値につきましては、44項目中43項目で基準値を満たしておりますが、水素イオン濃度、いわゆるpHのみが基準値を満たしていない状況にあります。このため、これについては薬剤処理を行い、全ての基準値を満たした上で、処分場北側の排水路を経由して最終的に第二大場川へ放流しております。今後も引き続き国の水処理基準を遵守し、安全かつ適正な水の管理に努めてまいります。

次に、覆土の状況と隣接の運動公園の拡張についてでございますが、覆土につきましては、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令において、覆土の厚さは50センチメートル以上と定められておりますが、現状では約1.5メートル

ルの覆土をしております。隣接の運動公園を拡張するに当たっては、スラグの下に敷き詰められた遮水シートに影響を及ぼすようないや建築物等の重量構造物を設置できない制約がございます。

なお、組合が公園用地として吉川市に貸し出している土地は、美南二丁目6番1の約2,500平方メートルと、美南二丁目6番2の約1万4,000平方メートルのうち水処理施設の約500平方メートルを除く約1万3,500平方メートルの、合計約1万6,000平方メートルとなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ごみ減量作戦の展開についてのお尋ねでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度のごみ搬入量は、家庭系ごみでは4月から6月の搬入量の増加が著しく、対前年度比8.5%増加しております。7月以降はおおむね前年度並みに落ち着いてきており、4月から11月までの実績では、令和元年度の11万8,623トンに対し、令和2年度は3.3%増の12万2,503トンとなっております。

一方、事業系ごみにつきましては、令和元年度までは若干増加傾向にありましたが、国の緊急事態宣言後は一転し、令和2年4月、5月では対前年度比18.8%の大幅な減少となっております。緊急事態宣言が解除され、6月には一旦例年並みに回復したものの、7月以降も減少傾向が続いており、4月から11月までの実績では、令和元年度4万7,897トンに対し、令和2年度は8.8%減の4万3,701トンとなっております。

組合全体の4月から11月までの実績では、令和元年度16万6,520トンに対し、令和2年度は0.2%減の16万6,203トンで、令和元年度と同程度の搬入量となっております。

また、プラスチックごみにつきましては、令和2年7月に全国的にレジ袋が有料化されましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度と比べて大きな変化はございません。

次に、関係自治体の派遣人事の実現をについてでございますが、当組合の事務局体制は、地方自治法第252条の17の規定に基づき、構成市の派遣職員で組織されております。現在、当組合の事務局職員は49名が在職しておりますが、内訳は、越谷市からの派遣職員が47名、草加市からの派遣職員が2名でございます。

派遣職員の交流については、事務レベルでの相互理解と協力関係を促進し、組合運営の資質の向上を図るものでございます。当組合の前身であります埼玉県東部清掃組合設立当初の昭和50年代から60年代には、越谷市や草加市、八潮市、三郷市からの派遣職員で組織されていた経過がございますが、施設の建設工事の完了やプラント運転の委託化による必要職員数

の減少に伴い、現在は越谷市と草加市からの派遣職員のみとなっております。

今後の派遣交流の在り方については、構成市町の人事管理状況等を踏まえ、調査研究してまいります。

以上でございます。

○西沢可祝議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありませんか。

15番、伊藤正勝議員。

○15番 伊藤正勝議員 それでは、再質問を少しさせていただきます。

吉川第二最終処分場の今後の取扱いということでございます。4万7,000平方メートル以上、本当に東京のドーム野球場を上回るような立派なエリアだと、広さであります。どう活用するかということは吉川市にとって大変大事であると同時に、できればこの5市1町にとっても、まんまるよやくを含めていろいろ活用していただける、関心を持っていただける、そういう問題だと思います。

ぜひご関心を寄せていただきたいということが一つと、これをどう活用するかということは、市民的な希望だけではなくて、やはりその資金をどう生み出すのか、どう管理をするのか、どんなものがその場合可能性としてあるのかというようなことを多角的にしっかりと議論をして進めていく、そういうことが求められていると受け止めています。

そこで、吉川市に責任を主体として貸出しをしていただく、それは大変ありがたいことでありますけれども、例えば民間の資金を入れる、民間と協力をする、PPPとかPFIの手法とか、そういうもので対応する場合に若干の制約があるのかどうか、それが一つ。

もう一つは、吉川はとりわけそうでありますけれども、国や県の施設というのが事実上ないに等しいんです。この5市1町のエリアの中に、国あるいは県の協力でシンボリックな何かをつくり出すことができないかと、そういうことも考えられると思います。そういう意味では、5市1町の理事の皆さんに関心を持っていただいて、場合によっては、半分は吉川市が使うけれども、半分はこの組合議会がこういう発想で使うよと。今スポーツ施設みたいなことを問題提起もしておりますけれども、やるなら本当に公認のラグビーができるとかサッカーができるとか、地の利も決して悪くないと思います。そういう象徴的なものにしてもいいし、あるいは防災公園的なもので、防災基地的なものを5市1町でのセンターとする。相互利用を図るといってもエリアの3分の1かぐらいで何とかなるんじゃないかと。あとは吉川市に使わせてもらうとか、いろいろな発想があるんだろうと思います。

そういうことについて、とりわけ民間の資金や民間の知恵をどう入れ込んでいくか、どう

協働していくか。もう一つは5市1町、あるいは国や県との連携みたいなことをぜひ図れるように、ご一緒に知恵を出していただき、ご教授を賜れば大変ありがたいと、これは、私は吉川選出の一議員としての立場で申し上げさせていただきます。

これに関連しての質問をまずいたします。よろしく願いいたします。

○西沢可祝議長 ただいまの再質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問にお答えいたします。

吉川の第二最終処分場建設に当たりましては、地元の皆さんの本当に温かいご理解をいただいてあそこに建設することができたわけでございます。そういうことをしっかりと踏まえた上で、地元の皆さんのご意向、そして吉川市の考え方、これらについては当組合としては尊重していきたいと、こう思っている。そういう中から、吉川市内で議論をしまして、そういう中から出てくれば、またそれはそれで理事会等でも十分協議をして、このリユースの目的というものからちょっと離れることもあり得るわけですので、それについては理事会等でも十分議論をして整合性を図って、地元の皆さんと議論を重ねて決定していきたいと、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○西沢可祝議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質問はありませんか。

15番、伊藤正勝議員。

○15番 伊藤正勝議員 それでは、大変恐縮ではありますが、最後の質問にさせていただきます。

大変僭越ではございますけれども、3月議会の冒頭で、この構成市町の派遣人事ということの問題提起をいたしました。やはり広報リユースもよくできていると思います。さらにこのごみ問題がSDGsの動きなどとも絡めて、本当に全国的なテーマになってきているんだろうと思います。より一層構成市町の連携、交流を進めることによって、いろいろな意味でもう一歩前に進める可能性があるんじゃないか。広報やいろいろな取り組み、やはりいろいろな各自治体から若手や有能な人たちを派遣してもらえればさらに彩りが深まるのかなと、そんなことを思っています。これを最後に、もう一歩具体的にご答弁をいただければありがたい。

そして、もう最後でありますので、私、吉川の市議会から選出をされてきたものでありますけれども、事実上今日をもって議会での質問は終わりになります。ルールで任期が切れる

というのが私の吉川のルールでございますので、皆さん方には大変率直に、ある意味で失礼な質問もさせていただいたかと思えますけれども、大変ご協力をいただいておりますので、ご丁寧に答弁をいただいたことを感謝を申し上げ、最後に一言質問に答えていただければありがたいということでございます。

ありがとうございました。

○西沢可祝議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問にお答えいたします。

職員の派遣につきましては、それぞれ5市1町の職員の処遇については、ほとんど同じと言っていいんですが、若干の相違等もございますので、それらを考慮しますと、それぞれの市から派遣してここの運営をして、また派遣を解いて戻るということについては、よく統一した取り組みということと、派遣元の関係がありますので、この辺は十分検討する余地があると、こう思います。

おかげさまで今、越谷市から47名、草加市から2名ということで円滑に運営しておりますので、これを職員の派遣によってごみ処理の意識を向上ということについては、当然そういうこともありますけれども、この管理運営、このリユースは処理、処分をしているわけでございますが、収集、運搬は5市1町それぞれやっているわけでございます。この収集、運搬と処理、処分の関係については、常に関係市町の担当者と議論を重ねていろいろと、単にここは処理、処分するだけだということではなくて、減量化については積極的に取り組んでおりますので、意識の高揚は十分その中で図れるということもあります。いろいろな場面で5市1町がより共同して、協力し合って、ごみの減量という世界的な目標に向かって取り組んでいくことは可能だと思いますので、人事交流についても確かに一考はありますけれども、これらについては十分調査研究をさせていただきたいと、こう思います。

以上です。

○西沢可祝議長 次に、11番、矢澤江美子議員。

〔11番 矢澤江美子議員登壇〕

○11番 矢澤江美子議員 八潮市から参加しております矢澤と申します。

議長の許可がありましたので、通告に従い一般質問を行います。

質問事項1は、東埼玉資源環境組合地球温暖化対策実行計画について、3点質問いたします。



す。

①として、菅首相は日本における2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを国内外に表明しています。報道では来年の通常国会に法案を提出し法制化するとの報道がございます。

組合では、令和2年、2020年4月に組合の実行計画を作成していますが、仮に2050年に二酸化炭素排出実質ゼロを達成する場合、現在の削減目標よりも大幅な見直しが必要だと思えますが、ご見解をお聞かせください。どのくらい削減しなければならないのか、具体的な数値をお示しいただければと思います。

次に、2番目として、組合の性質上、二酸化炭素排出実質ゼロというのはかなりハードルが高いのではないかと思います。組合だけではなく構成市町と一体となって削減しなければ達成は難しいと思います。しかし、できるだけ減らすことは喫緊の課題だと思っておりますので、削減に向けての具体的な対策があればお示しいただければと思います。

次に、3番目として、東埼玉資源環境組合として2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明する予定はありますか。

以上です。

温室効果ガスというふうに一般的に言われているんですが、その中にはいろいろあるんですが、一番割合が多いのが二酸化炭素なので、二酸化炭素ゼロという表現もしているようですので、私はそのようにさせていただきました。

以上です。

○西沢可祝議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 それでは、ただいまの矢澤議員のご質問に順次お答えいたします。

はじめに、菅首相の2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明を受けて、東埼玉資源環境組合地球温暖化対策実行計画の見直しについてでございますが、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする現在の実行計画では、令和6年度に平成28年度の二酸化炭素排出量11万5,196トンと比較して15%削減することを目標としております。

組合が排出する二酸化炭素は約9割が当組合に搬入されるプラスチックごみの焼却によるもので、残りの約1割がごみを焼却する際に使用する燃料等によるものであり、二酸化炭素の削減には、焼却するごみに含まれるプラスチックの割合を大幅に低減させることが必要となります。組合に持ち込まれるプラスチックにつきましては、組合構成市町の分別方法によ

り家庭から排出されるものでございますので、二酸化炭素の削減につきましては組合単独で取り組むだけでは大変難しい状況でございます。

また、報道によりますと、政府は市区町村が家庭から資源ごみとして回収しているプラスチック製容器包装とともに、歯ブラシや文房具、洗面器などのプラスチック製品も一括回収してリサイクルする制度を2022年度以降に導入する方針を示しており、今後新たな法整備も視野に検討を進め、市区町村に一括回収の実施を要請していくとのことでございます。

組合といたしましても国の動向を注視しつつ、組合構成市町とも連携し、対応策などを検討してまいります。

次に、削減に向けた具体的な対策についてでございますが、第一工場ごみ処理施設では灰溶融施設を休止し、灯油の使用量を削減したほか、第二工場ごみ処理施設ではコークスの配合を見直して効率の良い焼却を実施するなど、燃料の削減に努めております。

また、第二工場ごみ処理施設及び第二工場汚泥再生処理センターでは太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギーの活用を行っており、自然エネルギーの有効活用にも努めております。

さらに、し尿を処理する過程で発生する汚泥を脱水処理し、第二工場ごみ処理施設で助燃材として再利用しております。

今後も焼却炉の安定的な運転とエネルギーの効率的な使用に努めるとともに、組合構成市町と連携しながら、広報リユースやイベント等を通じて管内住民への啓発を図ってまいります。

次に、組合として2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明する予定についてでございますが、現時点では表明の予定はございません。組合では、ごみの焼却によって少なからず二酸化炭素が排出されますので、今後とも組合構成市町と連携しながら、ごみ減量や分別に関する啓発を継続的に取り組むとともに、エネルギーの効率的な使用に努め、二酸化炭素排出量の低減に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○西沢可祝議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありますか。

11番、矢澤江美子議員。

○11番 矢澤江美子議員 それでは、再質問させていただきます。

まだ具体的に、一応14分野でというような報道はございましたけれども、詳しくまだないということで、ないんですけれども、ただ、今までの計画が50年までに80%という数値だっ

たのが今度はゼロになるわけですから、少なくとも規制というか基準、減らす割合というのは高まってくるのではないかと思うんです。

確かに先ほどの、ここは焼却施設なので、ゼロにするというのは難しいというふうには私自身も思うんですが、つまりごみをなくせばゼロになるわけですが、それはなかなか難しい話だと思います。ただ、それにしても、やはり規制がかかってくることは確実なので、その場合、やはり減らす必要があると思います。

それで、現在の温暖化計画、その中で、毎年全体として温室効果ガス排出量を0.1%削減して、令和6年度までに平成28年度比で15%削減ということになっておりますが、これは順調に削減できているのかどうか、それが今の1のところの再質問です。

それから、2番目のところですけれども、ご答弁の中にもあったんですが、プラスチック類の低減が重要であるということは計画の中にも書いてあるわけなんです、そのうち具体的な行動という取り組み、行動として計画の中にも幾つか挙がっているんですが、その中で、③というか、事業系廃棄物の適正処理、適正分別を図るため、廃プラスチック類をはじめとする産業廃棄物や不燃物の混入防止の徹底について、組合市町と連携して搬入事業者や搬出事業者へ周知を図っているということで、ごみの投入検査機を活用し、不適切廃棄物の持ち帰り等の実施を継続しているというところがあるんですが、その検査機を活用して中身を調べる内容物検査というのでしょうか、先ほどの決算のところでも年間80回実行していたという話がありましたけれども、その持ち帰った業者あるいは搬入者、そういう中で、繰り返し同じようなことをやっているケースというのは大体どのくらい、割合、つまり同じ業者が、一旦注意されて持ち帰ったんですけども、また同じようなことをやっているような、そういうケースというのはあるのかどうかお聞きします。

それから、3番目の再質問として、先ほど管理者の答弁にもございましたけれども、ただ、国民に、国民というか市民、管内住民に対して、ごみの減量というのをさらにいろいろリユースの広報とかいろいろを通して伝えていくということが大事だというふうに、そんなような答弁があったと思うんですが、その場合に、分かりやすい広報というか、やはり搬入というか、ごみを収集するのは各自治体がやっていて、ここはごみを処理する場所なんです、住民の中には、自分の目の前からごみがなくなってしまうと、もうその先はどこへ行ったのか分からないというか、どうなっているのかという関心を持たない方が結構いるんです。

だから、やはりもっと詳しく分かりやすくということか、例えば今、こういう温暖化の問題でいろいろ台風とか大雨とかいろいろな被害があると。その中にやはり地球温暖化の問題が

あって、それを減らすには、要するに全体として排出量を抑えていく必要があるんだと。その場合に、例えば管内の住民の一人一人が何グラムぐらいのごみを減らせばこれだけ減るんですよみたいな、そういった分かりやすい広報をする必要があるんじゃないかと思うんですが、それについてのご見解をお聞かせいただきたいと思います。

○西沢可祝議長 ただいまの再質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

[高橋 努管理者登壇]

○高橋 努管理者 詳しくは事務局長から答弁申し上げますが、ここは処理、処分のところで、5市1町からそれぞれ収集したものが持ち込まれて処理、処分しているわけでございます。ですから、どこの町から、どこの市からどういうごみ成分のものが入っているかというのは一番ここで分かるわけです。ですから、そういう利点はしっかりと活用して、構成市町の収集、運搬の部類で減量を図れるものは図れるように連携を持っていくと、これはもうずっと構成市町と取り組みをしているわけです。

ですから、当組合が広報、宣伝すべき、要請すべきことについては、分別の組成調査なんか最たるものです。そういうものをやって、できるだけ市町の収集、運搬している事業者に協力を求めるというようなことで、その辺は役割をしっかりと認識をして、当組合が宣伝をし、減量化に結びつける取り組みについてはより真剣に、積極的にやっていきたいと思えます。

細かい点については事務局長から答弁申し上げます。

○西沢可祝議長 事務局長。

[深井久光事務局長登壇]

○深井久光事務局長 それでは、ただいまの矢澤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目につきましては、第一工場、第二工場とも日々運転委託会社との連絡調整会議の中で、いかに効率よく運転をして二酸化炭素を削減していくという会議を持ち、燃料だったり、ごみを焼却する中で、先ほどご答弁申し上げましたが、約1%がごみを焼却する際に使う熱だということで、第二工場についてはコークスの投入量の削減だったり、第一工場にすれば灯油の削減だったり、そういうものを試みながら、また、こちらの議場のLED化の照明など、そういうものも年次的に計画をしながら削減をしているということでございます。

順調に削減をされて、先ほど議員さんからお話がありましたように、令和6年度の15%削減に向けて順調に推移をしております。

2点目につきまして、内容物検査等のお話かと思いますが、これにつきましては、先ほど80回を実施したということですが、詳細には、台数で申しますと、第一工場並びに第二工場のごみ処理施設で80回の検査を実施した中で、収集車の台数といたしましては、559台を実施し、そのうち約20%の110台につきまして、持ち帰り指導を実施したところがございます。これにつきましては構成市町の職員の方の立会いの下、構成市町の職員の方が判断をさせていただいて持ち帰っているという状況でございます。

これにつきましても、引き続き構成市町と連携をとりながら進めてまいりたいと考えております。

令和元年度にしましては、21の業者さんに持ち帰り指導を行った状況でございます。構成市町に協力をいただいて注意書を発行し、指導に努めているところでございます。

3点目の構成市町と連携の話でございますが、これにつきましては、この内容物検査につきましても、構成市町の事務連絡協議会を通じまして連携を図って進めておりますので、今後につきましても啓発活動、また減量についても事務連絡協議会を通じて積極的に働きかけていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○西沢可祝議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質問はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

○11番 矢澤江美子議員 ①のところですが、来年の通常国会に法案が出るということで、詳細についてはその後判明すると思うんですが、恐らく先ほども申し上げましたように、数値の規制というか、法律に明記して確実にやる、結構やる気満々の感じでありますので、いろいろなところに影響が出てくるのではないかとthinkです。そういうときに、計画を見直しをすると、新しい数値が示された場合に速やかに見直しをしていくということが必要だと思うんですが、それについてのお考えをお聞かせください。

それから、3番目です。確かにごみの減量というのは、ここは焼却をするところなので、先ほど管理者がおっしゃったように、役割分担があると思うんです。幸いここは、関係管内の自治体の首長さんがここに理事としているので、各自治体のごみを少なくするというか減らすということに関しては各自治体がやっていくことだと思うんです。

各自治体は今、温暖化計画の事務事業編というのほどもこれは義務づけがあってやっているんですが、区域施策編というそれは、法律では明記されて、政令市とか大きな市、そこは義務づけがあるんですが、ないわけです。ただ、そう義務づけがない自治体でも、もう既

に野村総研の調査では50%ぐらいがもうそういうものをつくって、ごみの減量というか、地球温暖化にいろいろやっているということなので、ぜひ、この管内ですと越谷市とか、あるいは草加市はそういうものをつくっているようですが、ほかの自治体はまだつくっていないようですので、ぜひそういったものもつくってごみの減量に努めてほしいなということを思っていますので、それについては答弁はいいんですが、ぜひここに座っていらっしゃる関係自治体の首長さん、よろしくお願いいたします。

○西沢可祝議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ご質問にお答えいたします。

国の方針がどのような形で出てくるか、これらについては十分注視をしながら、ここは処理、処分のところでございますけれども、やはり収集、運搬から始まって一連のものとして常に私どもは取り組んで、念頭に置いてやっているつもりでございますので、しっかりとご支援を受けて、減量化を図るべく取り組んでいきたいと思っております。ご理解いただきたいと思えます。

○西沢可祝議長 以上で一般質問を終結いたします。

#### ◎管理者提出第11号議案の質疑

○西沢可祝議長 次に、管理者提出議案に対する質疑を順次行います。

質疑に当たっては、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

管理者提出第11号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例）の件について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第12号議案の質疑

○西沢可祝議長 管理者提出第12号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例）の件について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第13号議案の質疑

○西沢可祝議長 管理者提出第13号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の件について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、山田大助議員。

〔2番 山田大助議員登壇〕

○2番 山田大助議員 第13号議案について1点質疑をいたします。

提案理由の中にも国家公務員の期末手当改正ということが触れられておりますが、その基となる人事院勧告は、民間給与水準が下がったことを一つの理由にしております。しかし、ここにはコロナストラなどの影響があります。むしろこういう大変なときこそ、企業の論理ではなく暮らしを守るために、雇用と給与の両方を保障するように政治が役割を發揮する必要があるのではないのでしょうか。

公務労働の給与をはじめとする労働環境が地域の給与水準など労働環境の基準となっている実態があります。また、コロナ禍でどんな業務であっても、それを取り巻く環境が通常とは違って、その中で頑張る職員のモチベーションを保つという意味もあることから、下げるべきではないと考えておりますが、こういった点についてのご見解をお伺いいたします。

○西沢可祝議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問にお答えいたします。

今、コロナ感染防止のためにどこの市でも職員が苦勞して取り組んでおられます。これについては、私自らも職員に対して本当にご苦勞さまと感謝を申し上げているところでございます。

しかしながら、給与の関係につきましても、私はよしにつけ悪しきにつけ、人事院勧告を基本として決めていきたいという基本的な考え方を私は持っております。そういったことから、越谷市の職員に準じて、越谷市から47名も派遣しているわけですから、越谷市の職員に準じて対応をさせていただいているのが現状でございます。

そういうことから、越谷市の条例改正に伴い、やはり同じようにこの条例改正をお願いをしているところでございまして、大変な思いは感謝いたしますが、そういった基本的な認識の上で今回提案させていただいておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○西沢可祝議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

#### ◎管理者提出第14号議案の質疑

○西沢可祝議長 管理者提出第14号議案 東埼玉資源環境組合行政財産の使用料に関する条例制定について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

#### ◎管理者提出第15号議案の質疑

○西沢可祝議長 管理者提出第15号議案 令和2年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第2号）について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。



11番、矢澤江美子議員。

〔11番 矢澤江美子議員登壇〕

○11番 矢澤江美子議員 議長の指名がございましたので、令和2年度補正予算について1点質疑いたします。

ページが18ページです。この予算説明書の18ページに職員給与のことがありまして、18ページに会計年度任用職員の報酬とか手当があるわけです。ここに職員数が4人となっておりますが、報酬が760万円、職員手当が160万円、合計で、共済費とかも含めて合計1,064万円となっております。

これは確認ですが、現在は会計年度任用職員の方は2名しかいらっしゃらないんですが、この合計の金額は4人分ということで、1人当たりになるとこれを4分の1に、大体目安として4分の1にしているのかどうか、確認をいたしたいと思います。

○西沢可祝議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましては、事務局長から答弁申し上げます。

○西沢可祝議長 事務局長。

〔深井久光事務局長登壇〕

○深井久光事務局長 それでは、矢澤議員の質問にお答えをさせていただきます。

4人分の金額ということでございます。1人当たりになりますと266万円ということでございます。

説明は以上でございます。

○西沢可祝議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

○11番 矢澤江美子議員 予算のつくり方なんですけど、現在は2名しかいないわけですから、あと2人いない分もこういうふうにのせてくるというやり方はどうなのかなと思うんです。やはり、例えば八潮市の場合ですと、例えば産休なんかでお休みになる方の代理の方が出るとなると、新たに予算措置をするということで、初めからいない人の人数をここにのせて、要するに予算書をつくっておくというやり方は私は適当ではないと思うんです。

やはり私たちは、この組合の費用というのは各自治体からのお金で成り立っているわけなんです。私たちは議員として少しでもお金を少なくしようとか、いろいろ知恵を絞ってスムー

ズな運営がいくよふにというふうにいるわけです。

例え、これからあと2人雇う予定があるということでしたらいいんですが、実際にはそうではないよふなので、今後こういふ記載のやり方というか記載の仕方、やはり改善していただきたいと思うんですが、それについてはどうでしょう。

○西沢可祝議長 ただいまの再質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましても、事務局長から答弁申し上げます。

○西沢可祝議長 事務局長。

〔深井久光事務局長登壇〕

○深井久光事務局長 それでは、矢澤議員の質問にお答えをさせていただきます。

これにつきましては、議員さんからいただいたご意見もございりますが、組合としましては4人計上のうち2人を採用しております。まだ今年度終わっておりませんので、急に辞めるとか、いろいろな現状の中でこのようなことにさせていただいています。

一般職については人事異動などの折に整理をさせていただいておりますが、会計年度任用職員については毎年決算で不用額として対応している経過がございします。

今後、今矢澤議員さんからご指摘を受けた部分については、今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○西沢可祝議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。

〔「なし」という人あり〕

○西沢可祝議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という人あり〕

○西沢可祝議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

#### ◎管理者提出第11号議案ないし第15号議

##### 案の委員会付託の省略

○西沢可祝議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております第11号議案ないし第15号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ござい

せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 ご異議なしと認めます。

よって、第11号議案ないし第15号議案につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

#### ◎管理者提出第11号議案の討論、採決

○西沢可祝議長 管理者提出議案に対し、順次討論、採決を行います。

管理者提出第11号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例）の件について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西沢可祝議長 挙手全員であります。

よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

#### ◎管理者提出第12号議案の討論、採決

○西沢可祝議長 管理者提出第12号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例）の件について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○西沢可祝議長 挙手全員であります。

よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

### ◎管理者提出第13号議案の討論、採決

○西沢可祝議長 管理者提出第13号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の件について、討論に入ります。

討論はございませんか。

2番、山田大助議員。発言席でお願いいたします。

[2番 山田大助議員登壇]

○2番 山田大助議員 第13号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）について、反対の立場で討論いたします。

人事院勧告を基に、越谷市の職員についても下げることになっていて、連動するというお話がありました。しかし、そもそも越谷市では保健所などもあり、下げるべきではなかったと考えています。

公務労働が地域の労働環境の水準となることから、コロナ禍の下では下げるべきではないと考えるため、49人中47人が越谷市の職員であり、連動するという事は一定の理解はいたしますが、納得はできないため反対をいたします。

○西沢可祝議長 次に、11番、矢澤江美子議員。

[11番 矢澤江美子議員登壇]

○11番 矢澤江美子議員 議長の指名がございましたので、第13号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）に反対の立場で討論いたします。

この議案は、国家公務員の人事院勧告を考慮し、職員の期末手当の支給割合を改定する内容です。議案に対する事前説明では、期末手当は一般職の条例を準用するとして、今年度始まった会計年度任用職員もマイナス改定の対象となるとありました。

ご承知のように、人事院勧告は国家公務員の給料に対するもので、地方公務員法第24条第2項では、生活費、国家公務員給与、他の自治体の給与、民間の給与、その他の事情を考慮して給与を決めることとなっています。民間の給与の実態を参考に国家公務員給料の水準を決める人事院勧告は、基準としやすいため、多くの自治体が国公準拠、つまり国家公務員の給与に準ずるを採用していますが、総務省によれば、国に準ずるとするのは、当該団体の組織、規模、地域の社会的条件等に応じ、合理的な範囲において国の制度を修正し、適用することと提示しています。

会計年度任用職員制度は今年度より導入されたもので、非正規職員の待遇改善を目指すものとされていますが、人事院勧告対象の国家公務員には会計年度任用職員制度はありません。人事委員会制度がある政令市の場合でも会計年度任用職員は対象外ですので、一般職と同様に単純に適用すること自体適切ではないと思います。

会計年度任用職員の報酬は、基準の一つである生活給にも全く達していません。NHKの報道では、会計年度任用職員はフルタイムで年300万円程度、パートタイムではさらに低く、月16万2,000円程度プラス2.6か月のボーナスで、合計大体230万円程度と例示されています。

東埼玉資源環境組合の会計年度任用職員の場合はパートタイムなので、地方公務員法の基準にある生活給として現状が十分でないことは火を見るより明らかです。その上、さらにマイナス改定することは適切ではないことは明らかです。

今回、再任用職員の場合は、給与を正規職員の実働労働実数当たりの比で計算するとして、今回引下げの対象となるまでは至らないという理由で、再任用職員の場合は改定していません。

人事委員会がある自治体では、少なくとも一応は明確な根拠と計算を示して、一般職については結論を出しています。ならば、会計年度任用職員の場合も同様の手法で計算したらどうなるのでしょうか。

今回の引下げに当たっては大変疑問ですし、対象外の会計年度任用職員にまで単純に適用することは適切ではないと思います。

東埼玉資源環境組合会計年度任用職員の給与等に関する条例には、第2条に、フルタイム会計年度任用職員の給与の種類は、給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜間手当、祝日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。第2項では、パートタイム会計年度任用職員の給与の種類は、基本報酬並びに特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、祝日直手当及び勤勉手当に相当する報酬並びに期末手当とあり、フルタ

イム会計年度任用職員には勤勉手当、パートタイム会計年度任用職員には勤勉手当に相当する報酬、つまり手当相当報酬を支給する規定があります。

組合の担当課に、パートタイムの方にも勤勉手当相当報酬があるのかということをお聞きしましたところ、この規定は保育士とか学童保育職員の場合であって、事務職の場合は勤勉手当相当報酬はないとのことでした。

実際、初年度の期末手当削減額は採用条件と異なるとして、2020年度は会計年度任用職員に対しては引下げを見送る自治体の例も多く見られます。兵庫県高砂市の場合は、会計年度任用職員の2020年度は減額せずに、2021年度分の削減は、3月議会までに会計年度任用職員の実態、ヒアリング、他市の実態を調査して改めて議論すると決めたそうです。ほかにも新潟市、上越市、静岡市と、また、組合構成市の草加市でも会計年度任用職員の期末手当引下げは実施しないと伺いました。

最新の報道では、10月の自殺者は2,158人で、男性は前年同月比で21.3%増えたのに対し、女性は前年同月比で何と82.6%増えています。年齢別では特に20代と40代で増えたそうです。原因は一概には言えませんが、有識者によれば、その大きな理由の一つに非正規雇用の低賃金と不安定さ問題があり、さらに女性は男性より賃金が低いという、非正規の低賃金と女性の低賃金という2つの困難さの中で、将来に対する不安や絶望を指摘しています。

現在、誰もがコロナ禍の中で、みんなが誰もが厳しい状況にあるからこそ、弱い立場の人を最優先で救済するという点からも今回の引下げは認められません。

よって、第13号議案 専決処分事項の承認を求めることについては承認いたしません。

以上です。

○西沢可祝議長 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○西沢可祝議長 挙手多数であります。

よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第14号議案の討論、採決

○西沢可祝議長 管理者提出第14号議案 東埼玉資源環境組合行政財産の使用料に関する条例制定について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西沢可祝議長 挙手全員であります。

よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第15号議案の討論、採決

○西沢可祝議長 管理者提出第15号議案 令和2年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第2号）について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○西沢可祝議長 挙手多数であります。

よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

◎諸般の報告

○西沢可祝議長 この際、諸般の報告をいたします。

議会運営委員長から、特定事件について閉会中の継続審査として付託されたい旨の申出がありましたので、特定事件一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎特定事件の議会運営委員会付託

○西沢可祝議長 次に、議会運営委員会の閉会中における特定事件の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

特定事件につきましては、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件につきましては、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

#### ◎閉議の宣告

○西沢可祝議長 以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。

#### ◎管理者挨拶

○西沢可祝議長 この際、管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 12月定例会が閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日頃組合運営につきましては、議員の皆様方を初め関係の皆様方の多大なるご支援、ご協力を賜り御礼申し上げます。

閉会中の継続審査として決算特別委員会でご審議を賜りました令和元年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算につきましてご認定をいただき、ありがとうございました。

また、本日私よりご提案申し上げました5議案につきましても慎重にご審議を賜り、原案



のとおりご決定をいただき、誠にありがとうございました。

議員の皆様におかれましては年の瀬を迎え、お忙しいことと存じますが、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行が危惧されておりますので、健康に十分ご留意いただき、健やかに新年を迎えられますようお祈りいたしますとともに、今後とも変わらぬご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

#### ◎閉会の宣告

○西沢可祝議長 これにて、令和2年12月東埼玉資源環境組合議会定例会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでございました。

午後 0時25分 閉会